

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 プラザマルエス・平和堂甲西店 湖南市岩根 867 番地の 5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名  
マルエス開発株式会社 湖南市岩根 866 番地の 1 代表取締役 園田 正  
株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原平和

### 3 変更しようとする事項

#### (1) 変更前

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時まで  
来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 45 分から午後 9 時 30 分

#### (2) 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時 45 分まで  
来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 45 分から午後 10 時

- 4 変更年月日 平成 25 年 10 月 3 日
- 5 変更の理由 有職主婦の増加や夜型消費への対応等
- 6 届出年月日 平成 25 年 10 月 2 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目 1 番地

#### (2) 縦覧期間 平成 25 年 10 月 18 日から平成 26 年 2 月 18 日まで

### 8 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成 26 年 2 月 18 日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1